

新型インフルエンザ等対策推進会議運営規則

令和5年9月4日

新型インフルエンザ等対策推進会議決定

今後の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の運営については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び新型インフルエンザ等対策推進会議令（令和3年政令第138号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

1. 推進会議において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 推進会議終了後、記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。推進会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
3. 推進会議の議事録を公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議で決定する。